| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１の１　基本方針＜法第１１５条の２３　第１項＞ | □　利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われているか。　　◆平１８厚令３７第１条の２第１項□　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行っているか。　　　　◆平１８厚令３７第１条の２第２項□　指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう公正中立に行っているか。　　　　◆平１８厚令３７第１条の２第３項□　事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福　祉法第20条７の２に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めているか。　　　◆平１８厚令３７第１条の２第４項□　指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。　　　　◆平１８厚令３７第１条の２第６項 | 適・否 | 特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか。※点検月の利用者数 年 月： 人 |
| 第１の２人権の擁護及び虐待の防止 | □　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。　　　◆平１８厚令３７第１条の２第5項□　利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。　　　◆平27市条例13第７条 | 適・否 | 責任者等体制【有・無】研修等実施【有・無】 |
| 第１の３　暴力団の排除 | □　管理者及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員ではないか。　　◆平27市条例13第６条第１項　□　前項の事業所は、その運営について、暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。　　　　　◆平27市条例13第６条第２項 | 適・否 |  |
| 第２　人員に関する基準＜法第１１５条の２４　第１項＞１　従業者 | □　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置いているか。　◆平１８厚令３７第２条第１項□　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置いているか。　　　◆平１８厚令３７第２条第２項◎　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業所は、指定介護予防支援事業所に担当職員を、事業が円滑に実施できるよう、必要数を配置しているか。この担当職員は、次のいずれかの要件を満たす者であって、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者を充てているか。　　①　保健師　　②　介護支援専門員　　③　社会福祉士　　④　経験ある看護師　　⑤　高齢者保健福祉に関する相談業務等に３年以上従事した社会福祉主事　　　　　なお、担当職員は、上記の要件を満たす者であれば、当該介護予防支援事業所である地域包括支援センターの職員等と兼務して差し支えないものであり、また、利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者については、上記の要件を満たしていなくても差し支えないものである。　　　　　また、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所に介護支援専門員を、事業が円滑に実施できるよう、必要数を配置しなければならない。なお、当該介護支援専門員は、当該居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受け、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と兼務して差し支えない。　　　　◆平１８解釈通知第２の２◎　基準第２条第１項において、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、１以上の員数の担当職員を置かなければならないこととされているが、介護予防支援事業者は、担当する区域の状況を踏まえ、必要な担当職員を配置するか、あるいは指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託することにより、適切に業務を行えるよう体制を整備する必要があることを示しているものである。なお、基準においては、配置する職員について常勤又は専従等の要件を付していないが、指定介護予防支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があり、担当職員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、当該事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に担当職員に連絡が取れるなど利用者の支援に支障が生じないよう体制を整えておく必要がある。また、担当職員が非常勤の場合や他の事業と兼務している場合にも、介護予防支援の業務については、介護予防支援事業者の指揮監督に基づいて適切に実施するよう留意しなければならない。◆平１８解釈通知第２の２（１）①◎　基準第２条第２項において、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、１以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこととされているが、上記に準じて取り扱うものとする。　　　　◆平１８解釈通知第２の２（１）② ◎　用語の定義 　　　　◆平１８解釈通知第２の２（３）　　①「常勤」　　　当該事業所における勤務時間（当該事業所において、指定介護予防支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。）が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第23条第１項に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。　　　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。　　*Ｈ27.４.１Ｑ＆Ａ　　問２**問　育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者がいる場合、常勤換算方法による人員要件についての計算方法は。**→　常勤換算方法については、従前どおりであり、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者の有無は問題にならない。*　　②「専らその職務に従事する」　　　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。　　③「事業所」　　　事業所とは、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下同じ。）が介護予防支援を行う本拠であり、具体的には管理者がサービスの利用申込の調整等を行い、介護予防支援に必要な利用者ごとに作成する帳簿類を保管し、利用者との面接相談に必要な設備及び備品を備える場所であり、当該指定に係る地域包括支援センターの他の業務と兼ねることができる。*Ｈ18改定関係Ｑ＆Ａ　Vol.２　問14　（職員の兼務）**介護予防支援業務の担当職員については、必ずしも常勤である必要はなく、業務に支障のない範囲で、他の事業所の業務と兼務することも可能である。**Ｈ18改定関係Ｑ＆Ａ　Vol.２　問13**（介護予防支援の担当件数の標準）**人員基準上「必要な数」とされており、特に具体的な担当職員１人当たりの担当件数は示していないが、業務に支障がない人員を配置することが必要である。**※　なお、介護予防支援の人員基準は、地域包括支援センターの設置基準で定められた３職種とは別に定められているものであり、３職種との兼務は可能であるが、介護予防支援の業務に支障のない人員を配置することが求められる。* | 適・否 | 介護支援専門員を配置した場合や離職した場合、変更した日から10日以内に、健康・介護課に変更届を提出しているか。育休や短時間勤務を利用している従業員がいる場合の常勤（換算）は、通知やＱ＆Ａどおりか。 |
| ２　管理者 | □　指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置いているか。◆平１８厚令３７第３条第１項□　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。　　　　◆平１８厚令３７第３条第２項◎　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業所に置くべき管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないが、介護予防支援の業務又は当該指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターの業務に従事する場合はこの限りでないこととされている。　　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業所の管理者は、指定介護予防支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターの業務を兼務していて、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要がある。◆平１８解釈通知第２の２（２）①□　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ⑶に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。◆平１８厚令３７第３条第３項　　◎　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業所に置くべき管理者は、主任介護支援専門員であって、専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなければならないが、当該指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合及び管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）は必ずしも専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなくても差し支えないこととされている。この場合、他の事業所とは、必ずしも指定介護予防サービス事業を行う事業所に限るものではなく、例えば、介護保険施設、病院、診療所、薬局等の業務に従事する場合も、当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない限り認められるものである。指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業所の管理者は、指定介護予防支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が介護支援専門員を兼務していて、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要がある。また、例えば、訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者と兼務する場合（当該訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）及び事故発生時や災害発生等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定介護予防支援事業所又は利用者の居宅に駆け付けることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられる。なお、以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。・本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居等不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届出た場合。なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を１年間猶予するとともに、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。・特別地域介護予防支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合　◆平１８解釈通知第２の２（２）②□　上記の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。　　◆平１８厚令３７第３条第４項１　管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合２　管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）*Ｈ27.４.１Ｑ＆Ａ　　問３**問　事業所の管理者についても、育児・介護休業法第23条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象者となるのか。**→　労働基準法第41条第２号に定める管理監督者については労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてよい。なお、管理監督者については、同法の解釈として労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきとされている。このため、職場で「管理職」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第23条第１項の措置とは別に、同項の所定の労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。* | 適・否 | 氏名：　　　　　　（　　　　　　　　）職種：（　　　　　）兼務する職：（　　　　　　　　）管理者を変更した場合、変更した日から１０日以内に介護ケア推進課に変更届出書を提出しているか。 |
| 第３　運営に関　する基準　＜法第１１５条の２４　　第２項＞１　内容及び手続の説明及び同意 | □　指定介護予防支援のサービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。　　　　◆平１８厚令３７第４条第１項□　指定介護予防支援のサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、指定介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ているか。　　　　◆平１８厚令３７第４条第２項　◎　指定介護予防支援事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定介護予防支援事業所の運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを利用するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防支援事業所から介護予防支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定介護予防支援事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。　　　また、指定介護予防支援は、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定し、常に利用者の目標に沿って行われるものであり、介護予防サービス計画は基準第１条の２の基本方針及び利用者の選択を尊重し、自立を支援するために作成されるものである。このため、指定介護予防支援について利用者の主体的な取組が重要であり、介護予防サービス計画の作成にあたって利用者から担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、併せて、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについても説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行い、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましい。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（２）□　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。◆平１８厚令３７第４条第３項◎　指定介護予防支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要がある。なお、より実効性を高めるため、日頃から担当職員の連絡先などを介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。　◆平１８解釈通知第２の３**（２）**□　利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業所は、当該文書を交付したものとみなす。　　　　◆平１８厚令３７第４条第４項　一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの　　イ　指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法　　　　ロ　指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の回覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）　　二　電磁的記録媒体（電子的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法□　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。　　　　◆平１８厚令３７第４条第５項□　「電子情報処理組織」とは指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。　◆平１８厚令３７第４条第６項□　指定介護予防支援事業者は、重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。　　　　◆平１８厚令３７第４条第７項　一　第４項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの　二　ファイルへの記録の方式□　前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。◆平１８厚令３７第４条第８項 | 適・否 | 最新の重要事項説明書で内容確認利用申込者の署名等があるもので現物確認★苦情申立窓口に以下の記載の漏れがないか□担当地域に係る市役所（健康・介護課）□国民健康保険団体連　合会★運営規程と不整合ないか。□職員の員数□営業日・営業時間□担当地域★病院又は診療所へ入院した際、担当職員の氏名・連絡先を伝える手段の確認。 |
| ２　提供拒否の禁止 | □　正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んでいないか。　◆平１８厚令３７第５条◎　サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合等である。　　◆平１８解釈通知第2の３（３） 　①　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合　　②　利用申込者が他の指定介護予防支援事業者にも併せて指定介護予防の依頼を行っていることが明らかな場合 ③　当該事業所（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）の現員からは利用申込に応じきれない場合 | 適・否 | 事例【有・無】あればその理由 |
| ３　サービス提供困難時の対応 | □　指定介護予防支援事業者の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。　◆平１８厚令３７第６条 | 適・否 | 　事例【有・無】　あればその理由 |
| ４　受給資格等の確認 | □　指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。　　　　◆平１８厚令３７第７条 | 適・否 |  |
| ５　要支援認定の申請に係る援助 | □　被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。　　　　◆平１８厚令３７第８条第１項□　指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。　　　　◆平１８厚令３７第８条第２項□　要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には、行われるよう、必要な援助を行っているか。　　　　◆平１８厚令３７第８条第３項*Ｈ18　改定関係Ｑ＆Ａ　Vol.２　問37**月の途中で要支援から要介護に変更となり事業所が変更となった場合には、介護支援業務を行う主体が地域包括支援センターたる介護予防支援事業者から居宅介護支援事業者に移るため、担当する事業者が変更になるが、この場合には、月末に担当した事業所（（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）が給付管理票を作成し、提出することとし、居宅介護支援費を併せて請求するものとする。**また逆の場合は、月末に担当した地域包括支援センターたる介護予防支援事業者が給付管理票を作成、提出し、介護予防支援費を請求するものとする。* | 適・否 |  |
| ６　身分を証する書類の携行 | □　指定介護予防支援事業者は、担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。　　　　◆平１８厚令３７第９条◎　証書等には、指定介護予防支援事業所の名称、当該担当職員の氏名の記載した上、写真を貼付したものとすることが望ましい。　　◆平１８解釈通知第２の３（５） | 適・否 | 実物を確認 |
| ７　利用料等の受領 | □　指定介護予防支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。　　　　　◆平１８厚令３７第１０条第１項◎　基準第10条第１項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、保険給付がいわゆる償還払いとなる場合と、保険給付が利用者に代わり指定介護予防支援事業者に支払われる場合（以下「代理受領がなされる場合」という。）の間で、一方の経費が他方へ転嫁等されることがないよう、償還払いの場合の指定介護予防支援の利用料の額と、介護予防サービス計画費の額（要するに、代理受領がなされる場合の指定介護予防支援に係る費用の額）との間に、不合理な差額を設けてはならないこととするとともに、これによって、償還払いの場合であっても原則として利用者負担が生じないこととする趣旨である。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（６）①□　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けているか。　　　　　◆平１８厚令３７第１０条第２項　　◎　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の提供に関して、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防支援を行う場合の交通費の支払いを利用者から受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認めないこととしたものである。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（６）②□　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか　　　　　。◆平１８厚令３７第１０条第３項　◎　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の交通費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。　　◆平１８解釈通知第２の３（６）③ | 適・否 | 交通費の支払【　有　・　無　】利用者等の同意【　有　・　無　】 |
| ８　保険給付の請求のための証明書の交付 | □　提供した指定介護予防支援について、利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。　　　　◆平１８厚令３７第１１条 | 適・否 | 償還払い事例【有・無】あれば控え又は様式確認 |
| ９　指定介護予防支援の業務の委託 | □　指定介護予防支援の一部を委託する場合は、以下の各号に掲げる事項を遵守しているか。　　　　◆平１８厚令３７第１２条　一　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならない。　二　委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。　三　委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。　四　委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が第１の基本方針、第３の運営に関する基準及び第４の介護予防のための効果的な支援の方法の規定（第30条第29号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならない。◎　指定介護予防支援事業者が業務の一部を委託する居宅介護支援事業者は、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要がある。◆平１８解釈通知第２の３（８）③◎　委託を行ったとしても、指定介護予防支援に係る責任主体は地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者である。指定介護予防支援事業者は、委託を受けた指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画原案を作成した際には、当該介護予防サービス計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、委託を受けた指定居宅介護支援事業者が評価を行った際には、当該評価の内容について確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行うことが必要である。　　　また、指定介護予防支援事業者は、委託を行った指定居宅介護支援事業所との関係等について利用者に誤解のないよう説明しなければならない。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（８）③*Ｈ18改定関係Ｑ＆Ａ　Vol.２　問20**介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に委託した場合の同意は、保健師が行う必要はなく、担当職員によるもので差し支えないが、チームとしての対応、意見決定は必要である。* | 適・否 | ★指定介護予防支援委託(変更)届出書を介護保険課に提出しているか。【はい・いいえ】★委託契約を締結している居宅介護支援事業者に対して、要支援者ごとに文書で介護予防支援の実施を依頼しているか。【はい・いいえ】★委託した居宅介護支援事業者が利用者の居宅を訪問してアセスメントやモニタリングを実施する際に、必要に応じて同行訪問しているか。【はい・いいえ】★委託を受けた指定居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画原案の確認【している・していない】★サービス担当者会議に同席するよう努めているか。【はい・いいえ】★介護予防サービスの評価の確認【している・していない】 |
| 10　法定代理受領サービスに係る報告 | □　毎月、市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。　　　　◆平１８厚令３７第１３条第１項□　介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して提出しているか。　　　　◆平１８厚令３７第１３条第２項 | 適・否 | 給付管理票 |
| 11　利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付 | □　要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。　◆平１８厚令３７第１４条 | 適・否 | 事例【有・無】 |
| 12　利用者に関する市町村への通知 | □　指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 （→要記録保存）　　　　◆平１８厚令３７第１５条　①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。 | 適・否 | 事例【有・無】 |
| 13　管理者の責務 | □　管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。　　◆平１８厚令３７第１６条第１項　□　管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者に本主眼事項第３「運営に関する基準」の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。　　　　◆平１８厚令３７第１６条第２項　◎　指定介護予防支援事業所の管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位の指定介護予防支援の提供を行うため、当該指定介護予防支援事業所の担当職員等の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う必要がある。また、管理者は、日頃から業務が適正に執行されているか把握するとともに、従業者の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していくことが重要である。　　◆平１８解釈通知第２の３（１２） | 適・否 | 管理者が状況を把握できているか（質問に答えられるか） |
| 14　運営規程 | □　指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる業務の運営についての重要事項に関する規定（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めているか。　　　　◆平１８厚令３７第１７条　 ア　事業の目的及び運営の方針 イ　職員の職種、員数及び職務内容　　◎　担当職員とその他の従業者に区分し、員数及び職務内容を記載すること。従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、本主眼事項第２において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（本主眼事項第４の１に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）　　　　◆平１８解釈通知第２の３（１３）① ウ　営業日及び営業時間 エ　サービスの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 　◎　利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載すること。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（１３）② オ　通常の事業の実施地域 ◎　客観的にその区域が特定されるものとすること。 ◆平１８解釈通知第２の３（１３）③　カ　虐待の防止のための措置に関する事項　　◎　本主眼事項第３の27の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（１３）④ キ　その他運営に関する重要事項 | 適・否 | 変更ある場合、変更届提出済みか□担当地域（学区）記載はあるか★重要事項説明書と不整合ないか□職員の員数□営業日・営業時間□担当地域 |
| 15　勤務体制の確保 | □　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。◆平１８厚令３７第１８条第１項 ◎ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、担当職員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（１４）①□　事業所ごとに、当該事業所の担当職員に指定介護予防支援の業務を担当させているか。 　 ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。◆平１８厚令３７第１８条第２項□　担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。　　　　◆平１８厚令３７第１８条第３項□　適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。　　　　◆平１８厚令３７第１８条第４項◎　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。　◆平１８解釈通知第２の３（１４）③イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。ａ　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発　　　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備　　　　　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。ロ 事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。　 | 適・否 | 実際に使用中の勤務表確認研修実施状況（内部・外部）記録の【　有　・　無　】（実施日時、参加者、配布資料　等）ハラスメント対策の実施【　有　・　無　】カスタマーハラスメント対策の実施【　有　・　無　】 |
| 16 業務継続計画の策定等 | □　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。　◆平１８厚令３７第18条の2第1項◎　指定介護予防支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。利用者がサービス利用を継続する上で、指定介護予防支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めることが重要である。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第18条の２に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。◆平１８解釈通知第２の３（１５）①◎　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。　◆平１８解釈通知第２の３（１５）②　　イ　感染症に係る業務継続計画　　　ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）　　　ｂ　初動対応　　　ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）　　ロ　災害に係る業務継続計画　　　ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）　　　ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　　　ｃ　他施設及び地域との連携□　担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めているか。◆平１８厚令３７第18条の2第2項◎　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（１５）③　◎　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。　　　◆平１８解釈通知第２の３（１５）④□　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。　　◆平１８厚令３７第18条の2第3項  | 適・否 | □業務継続計画の有無感染症【有・無】非常災害【有・無】□左記の必要な項目が網羅されているか研修の開催（年１回以上必要）実施日　　年　　月　　日新規採用時の研修の有無　【　有　・　無　】訓練の実施（年１回以上必要）実施日　　年　　月　　　日見直しの頻度 |
| 17　設備及び備品等 | □　事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。　　　◆平１８厚令３７第１９条　◎　事業の運営を行うために、必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、業務に支障がないときは、地域包括支援センターが行う他の事業（指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受けて、当該居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、指定居宅介護支援事業）の用に供する事務所又は区画や事務室が同一のものであっても差し支えない。◆平１８解釈通知第２の３（１６）①◎　相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保することとし、相談のためのスペース等はプライバシーが守られ、利用者が直接出入りできるなど利用者が利用しやすいよう配慮する必要がある。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（１６）②　*Ｈ18改定関係Ｑ＆Ａ　Vol.２　問21**（地域包括支援センターとは別の場所の執務室、業務実施）**職員配置の都合上、執務スペースを一体とすることが不可能な場合、当面分離することはやむを得ないが、その場合についても、**①　相互に連絡・調整を密に行い、地域包括支援センターとしての業務の組織的・一体的な実施に、支障がないものであること。**②　可能な限り速やかに、一体的に実施できる執務スペースを確保することが必要である。* | 適・否 |  |
| 18　感染症の予防及びまん延の防止のための措置 | □　当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるように努めているか。 ◆平１８厚令37第20条の2一　当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図っているか。二　当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。三　当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行っているか。 ◎　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　◆平１８解釈通知第２の３（１７）イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。感染対策委員会は、介護予防支援事業所の従業者が１名である場合は、ロの指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練担当職員等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。  | 適・否 | 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（おおむね６月に１回開催が必要）開催日　　年　　月　　日　　年　　月　　日結果の周知方法感染対策担当者名（　　　　　　　）指針の有・無研修及び訓練の開催（年１回以上必要）開催日　 年 　月　　日新規採用時の研修の有無　【　有　・　無　】 |
| 19　従業者の健康管理 | □　担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。　　　　◆平１８厚令３７第２０条 | 適・否 |  |
| 20　掲示 | □　当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しているか。　　　　◆平１８厚令３７第２１条第1項□　重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。　　　　　◆平１８厚令３７第２１条第2項◎　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定介護予防支援事業所内に備え付けることで同条第１項の規定による掲示に代えることができることを規定したものである。　　 ◆平１８解釈通知第２の３（１８）②□　原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。　◆平１８厚令３７第２１条第３項◎　介護予防支援の提供開始時に運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用申込者及びその家族に対して説明を行った上で同意を得ることとしていることに加え、指定介護予防支援事業者への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨である。また、同条第３項は、重要事項を当該指定介護予防支援事業者のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等のことをいう。なお、指定介護予防支援事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要がある。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（１８）①イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。ロ　担当職員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、担当職員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。ハ　指定介護予防支援事業者が、自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、これを行わないことができること。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も基準第21条第１項に規定する書面掲示は行う必要があるが、これを同条第２項や基準第33条第１項の規定に基づく措置に代えることができること。 | 適・否 | 掲示【有・無】掲示でない場合は代替方法確認ウェブサイト掲載の有無【　有　・　無　】令和７年度から義務化□　苦情対応方法も掲示されているか（窓口として関係区役所・国保連の記載あるか） |
| 21　秘密保持 | □　当該事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。　◆平１８厚令３７第２２条第１項□　担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。　　　　◆平１８厚令３７第２２条第２項 ◎　具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持する旨を従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこと。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（１９）②　※　予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。□　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。　　　◆平１８厚令３７第２２条第３項 ◎　介護予防支援においては、特にサービス担当者会議に介護予防サービス事業者、主治医のほか地域において利用者を支援する取組を行う住民等の様々な関係者が参加する機会が多くなることが想定されるが、用いられた個人情報が正当な理由がなく目的外に使用されないよう、例えば法令上の守秘義務がない者に対しては、個人情報を適切に取り扱う旨に同意する文書を提出させるなど、利用者の個人情報等に係る保護に留意する必要がある。　　◆平１８解釈通知第２の３（１９）③ | 適・否 | 従業者への周知方法就業規則等確認措置内容確認同意文書確認 |
| 22　広告 | □　当該事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。　　　　　◆平１8厚令37第２３条 | 適・否 | 　広告【有・無】　あれば内容確認 |
| 23　介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等 | □　指定介護予防支援事業者及び当該事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。　　　◆平１８厚令３７第２４条第１項　　◎　指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターにおいては、地域包括支援センター運営協議会が設けられ、介護予防支援の事業を含め地域包括支援センターが行う事業の公正かつ中立な運営を確保するために関わることから、当該基準の規定が遵守されているか適宜把握する必要がある。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（２０） ◎　介護予防支援費の加算を得るために、支援すべき総合的な課題に即さない介護予防サービスを介護予防サービス計画に位置付ける旨の指示等を行ってはならない。　　　　◆平１8解釈通知第２の３（２０）①□　当該事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。　　◆平１８厚令３７第２４条第２項　◎　介護予防支援費の加算を得るために、支援すべき総合的な課題に即さない介護予防サービスを介護予防サービス計画に位置付けることがあってはならない。　　　◆平１８解釈通知第２の３（２０）②□　当該事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。　◆平１８厚令３７第２４条第３項 | 適・否 |  |
| 24　苦情処理 | □　自ら提供したサービス又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。　　　　◆平１８厚令３７第２５条第１項 ◎ 具体的には、利用者又はその家族、指定介護予防サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明しなければならない。　　◆平１８解釈通知第２の３（２１）①□　上記の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。→要記録保存）　　　　◆平１８厚令３７第２５条第２項 ◎　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（２１）②□　自ら提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 　また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　　　◆平１８厚令３７第２５条第３項□　市町村からの求めがあった場合には、上記改善の内容を市町村に報告しているか。　　　◆平１８厚令３７第２５条第４項□　自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。　◆平１８厚令３７第２５条第５項□　利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力しているか。 また、自ら提供したサービスに関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　　　　◆平１８厚令３７第２５条第６項□　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。　◆平１８厚令３７第２５条第７項◎　当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載しているか。なお、ウェブサイトへの記載に関する取扱いは、本主眼事項第３の20に準ずるものとする。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（２１）④ | 適・否 | マニュアル【有・無】一次窓口確認事例を記録で確認あれば処理結果確認事例【有・無】直近事例（　　　年　　月）事例【有・無】直近事例（　　　年　　月）重要事項説明書確認掲示内容を確認 |
| 25　事故発生時の対応 | □　利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。　　　　◆平１８厚令３７第２６条第１項　◎　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（２２）①□　上記事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。 （→要記録保存）　　　　◆平１８厚令３７第２６条第２項□　利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。◆平１８厚令３７第２６条第２項　◎　損害賠償保険に加入しておくか又は賠償資力を有することが望ましい。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（２２）②◎　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。　　　　◆平１８解釈通知第２の３（２２）③ | 適・否 | マニュアル【有・無】従業者への周知方法事例確認賠償保険加入【有・無】保険名： |
| 26　会計の区分 | □　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。　　◆平１８厚令３７第２７条　◎　具体的な会計処理の方法については、別に通知するところによるものである。　　　◆平１８解釈通知第２の３（２３）　　※　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平13老振発第18条）　　※　「介護保健・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平24老高発0329第1号）　　※　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平12老計第8号） | 適・否 |  |
| 27　虐待の防止 | □　虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるように努めているか。　　　　◆平１８厚令３７第２６条の２一　当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。 二　当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三　当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 四　前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。　◎　虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定介護予防支援事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。　◆平１８老企２２第２の３（２４）　　・　虐待の未然防止　　　　指定介護予防支援事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第１条の２の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。　　・　虐待等の早期発見　　　　指定介護支予防援事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。　　・　虐待等への迅速かつ適切な対応　　　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定介護予防支援事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。　　①　虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号）　　　　「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。　　　　一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。　　　　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。　　　　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　　　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。　　　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること　　　ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること　　　ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること　　　ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること　　　ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること　　　ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること　　　ト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。　　②　虐待の防止のための指針(第２号)　　　　指定介護予防支援事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。　　　イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方　　　ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項　　　ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針　　　ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針　　　ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項　　　へ　成年後見制度の利用支援に関する事項　　　ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項　　　チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項　　　リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項　　③　虐待の防止のための従業者に対する研修（第３号）　　　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定介護予防支援事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。　　　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護予防支援事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。　　　　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。　　④　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第４号）　　　　指定介護予防支援事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。(※)　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 | 適・否 | 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無　【有・無】開催日　　年　　月　　日虐待の防止のための指針の有無　【有・無】□左記の必要な項目が網羅されているか虐待の防止のための研修（年１回以上必要）　　年　　月　　日新規採用時の虐待の防止のための研修の有無【　有　・　無　】担当者名【　　　　　　　　】 |
| 28　記録の整備 | □　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。　　◆平１８厚令３７第２８条第１項□　指定介護予防支援等事業者は利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に揚げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。　　　　　◆平25市条例39第38条の４　　一　本主眼事項第４の２の14に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録　二　個々の利用者ごとに次の事項を記載した介護予防支援台帳　　①　介護予防サービス計画　　②　主眼事項第４の２の７に規定するアセスメントの結果の記録　　③　主眼事項第４の２の９に規定するサービス担当者会議等の記録　　④　本主眼事項第４の２の15の規定による評価の結果の記録　　⑤　本主眼事項第４の２の16に規定するモニタリングの結果の記録　　三　本主眼事項第４の２の２の３の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第30条第２号の２及び第２号の３において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録　四　本主眼事項第３の12「利用者に関する市町村への通知」の規定による市町村への通知に係る記録　五　本主眼事項第３の24「苦情処理」の規定による苦情の内容等の記録　六　本主眼事項第３の25「事故発生時の対応」の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録　◎　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。　　◆平１８老企２２第２の３（２５） | 適・否 | 各項目で確認２年間から５年間に変更になったことに留意（契約書等内の表記にも注意）左記のアからオの記録【有・無】 |
| 29　電磁的記録等　 | □　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載 された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は 想定されるもの（主眼事項３の４及び主眼事項４の２の26並びに次に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。◆平18厚令37第33条第1項□　指定居宅介護予防支援事業者及び指定介護予防居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。　　　　◆平18厚令37第33条第2項　◎　電磁的記録について 　　◆平１８解釈通知第２の６（１）　　　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。　　①　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。　　②　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。　　　ア　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　　イ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　③　その他、基準第33条第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。　　④　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　◎　電磁的方法について 　　　◆平１８解釈通知第２の６（２）事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。　　①　電磁的方法による交付は、基準第４条第２項から第８項までの規定に準じた方法によること。　　②　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。　　③　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。　　④　その他、基準第33条第２項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。　　⑤　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | 適・否 |  |
| 第４　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準＜法第１１５条の２３第１項＞１　指定介護予防支援の基本取扱方針 | □　利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っているか。　　　　◆平１８厚令３７第２９条第１項□　介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しているか。　　　　◆平１８厚令３７第２９条第２項□　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。　　　　　◆法第１１５条の２３第１項、平１８厚令３７第２９条第３項 | 適・否 | 自主点検【有・無】 |
| ２　指定介護予防支援の具体的取扱方針1　　　　　　　　　　　　22の22の3　　　　　　3　　　　　　4　　　　　　5678 　　　　　　 9 10 1112131414の21516  　　　　　　 171819  202121の222232425262728        29 | □　指定介護予防支援の方針は、本主眼事項第１「基本方針」及び前項「基本取扱方針」に基づき、以下に掲げるところによっているか。　◆平１８厚令３７第３０条◎　利用者の課題分析（下記６）から介護予防サービス計画の利用者への交付（下記11）に掲げる一連の業務については、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものでない。ただし、その場合にあっても、個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて介護予防サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。　　◆平１８解釈通知第２の４（１）□　管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第１号　◎　介護予防サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を担当職員に担当させること。　　　　◆平１８解釈通知第４の（１）①□ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第２号□　サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第２の２号□　上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。　◆平１８厚令３７第３０条第２の３号　◎　基準第30条第２の２号及び第２の３号は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。なお、基準省令第28条第２項の規定に基づき、当該記録は、５年間保存しなければならない。　　　　◆平１８解釈通知第４の（１）③□　担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしているか。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第３号□　担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めているか。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第４号 ◎　例えば、利用者本人の取組、家族が行う支援、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて介護予防サービスに位置付けることにより総合的な計画となるよう努めること。　　◆平１８解釈通知第２の４（１）⑤□　担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービス、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第５号　◎　利用者から介護予防サービス計画案の作成にあたって複数の指定介護予防サービス事業者の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、介護予防サービス計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。したがって、特定の指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービスに不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる介護予防サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならない。また、例えば集合住宅等において、特定の指定介護予防サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはならないが、介護予防サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定介護予防サービス事業者のみを介護予防サービス計画に位置付けるようなことはあってはならない。　　　　◆平１８解釈通知第２の４（１）⑥□ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しているか。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第６号イ　運動及び移動ロ　家庭生活を含む日常生活ハ　社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション二　健康管理□ 担当職員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。　　　　　◆平１８厚令３７第３０条第７号　◎　利用者が入院中であるなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。　　　　◆平１8解釈通知第２の４（１）⑧□ 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しているか。　　　◆平１８厚令３７第３０条第８号　◎　介護予防サービス計画原案は、（中略）当該地域における指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス等が提供される体制を勘案した上で実現可能なものとする必要がある。◆平１8解釈通知第２の４（１）⑨　◎　計画原案には、目標、目標についての支援のポイント、当該ポイントを踏まえ、具体的に本人等のセルフケア、家族、インフォーマルサービス、介護保険サービス等により行われる支援の内容、これらの支援を行う期間等を明確に盛り込み、当該達成時期には、介護予防サービス計画及び各指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス等の評価を行い得るようにすることが重要である。　　◆平１8解釈通知第２の４（１）⑨　□　担当職員は、利用者及びその家族の参加を基本としたサービス担当者会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。　 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。（→要記録保存）　◆平１８厚令３７第３０条第９号◎　サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この⑩において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　◆平１8解釈通知第２の４（１）⑩□　担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。　◆平１８厚令３７第３０条第１０号 ◎　当該説明及び同意を要する介護予防サービス計画原案とは、いわゆる「介護予防サービス・支援計画書」に相当するものすべてが望ましいが、少なくとも「目標」「支援計画」「（本来行うべき支援ができない場合）妥当な支援の実施に向けた方針」、「総合的な方針：生活不活発病の改善・予防のポイント」欄に相当するものについては、説明及び同意を要するものである。　　　　◆平１８解釈通知第２の４（１）⑪□　担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。　◆平１８厚令３７第３０条第１１号 ◎　介護予防サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者及びサービスの担当者に交付しなければならない。　◆平１８解釈通知第２の４（１）⑫□　担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業所等に対して介護予防サービス計画と各担当者が自ら提供する介護予防サービス等の当該計画（以下「個別サービス計画」という。）の提出を求めているか。◆平１８厚令３７第３０条第１２号　◎　個別サービス計画との連動性を高め、介護予防支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要である。　　◆平１８解釈通知第２の４（１）⑬　◎　サービス担当者会議の前に介護予防サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画案の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効である。　　　◆平１８解釈通知第２の４（１）⑬□　担当職員は、指定介護予防サービス事業者に対して介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状況等に関する報告を少なくとも月に１回、聴取しているか。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第１３号□　担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。（→連絡調整の記録：要記録保存）　　　◆平１８厚令３７第３０条第１４号◎　利用者の状況や課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者等により把握されることも多いことから、当該指定介護予防サービス事業者等の担当者と緊密な連携を図り、設定された目標との関係を踏まえて利用者の状況や課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制を整備する必要がある。　　◆平１８解釈通知第２の４（１）⑭□　担当職員は指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供しているか。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第１４号の２　◎　利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報である。このため、指定介護予防支援の提供に当たり、例えば、　　・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している　　・薬の服用を拒絶している　　・使いきらないうちに新たに薬が処方されている　　・口臭や口腔内出血がある　　・体重の増減が推測される見た目の変化がある　　・食事量や食事回数の変化がある　　・下痢や便秘が続いている　　　・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある　　・ リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない　　等の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると担当職員が判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。◆平１８解釈通知第２の４（１）⑮□ 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。　◆平１８厚令３７第３０条第１５号□ 担当職員は、実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、以下に定めるところにより行っているか。（→要記録保存）◆平１８厚令３７第３０条第１６号　イ　少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月に１回、利用者に面接すること。　ロ　上記の規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する２期間に１回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。　　⑴　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。　　⑵　サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。　　　①　利用者の心身の状況が安定していること。　　　②　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。　　　③　担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。　ハ　サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。　ニ　利用者の居宅を訪問しない月（ロただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により 利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を 実施すること。　ホ　少なくとも一月に１回、モニタリングの結果を記録すること。　◎　担当職員は、モニタリングに当たっては、介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該指定介護予防サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくともサービスの期間終了月、サービス提供した月の翌月から起算して３月に１回のいずれかに該当する場合には利用者と面接を行うことが必要である。また、面接は、原則、利用者の居宅を訪問することにより行うこととする。　　　ただし、基準第30条第16号ロ⑴及び⑵の要件を満たしている場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）のうち、少なくとも２期間に１回は利用者の居宅を訪問することによって面接を行うときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。なお、テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合においても、利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替えることが適当である。また、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　　テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、以下のイからホに掲げる事項について留意する必要がある。　　イ　文書により利用者の同意を得る必要があり、その際には、利用者に対し、テレビ電話装置等による面接のメリット及びデメリットを含め、具体的な実施方法（居宅への訪問は２期間に１回であること等）を懇切丁寧に説明することが重要である。なお、利用者の認知機能が低下している場合など、同意を得ることが困難と考えられる利用者については、後述のロの要件の観点からも、テレビ電話装置等を活用した面接の対象者として想定されない。　　ロ　利用者の心身の状況が安定していることを確認するに当たっては、主治の医師等による医学的な観点からの意見や、以下に例示する事項等も踏まえて、サービス担当者会議等において総合的に判断することが必要である。　　　・　介護者の状況の変化が無いこと。　　　・　住環境に変化が無いこと（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含む）　　　・　サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変更が無いこと　　ハ　テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の応対ができる必要がある。なお、テレビ電話装置等の操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族等の介助者が操作を行うことは差し支えない。　　ニ　テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、画面越しでは確認できない利用者の健康状態や住環境等の情報については、サービス事業所の担当者からの情報提供により補完する必要がある。この点について、サービス事業所の担当者の同意を得るとともに、サービス事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収集を依頼する項目や情報量については留意が必要である。なお、サービス事業所の担当者に情報収集を依頼するに当たっては、別途通知する「情報連携シート」を参考にされたい。　　ホ　主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法としては、サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時における主治の医師への意見照会や、サービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の意見照会等も想定されるが、いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておくことが必要である。利用者宅を訪問しない月（テレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）でも、指定介護予防サービス事業者等への訪問、利用者への電話等の方法により、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況について確認を行い、利用者の状況に変化があるときは、利用者宅を訪問して確認を行うことが必要である。　　　　こうして行ったモニタリングについては、１月に１回はその結果を記録することが必要である。　　　　なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、担当職員に起因する事情は含まれない。　　　　さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。　　◆平１８解釈通知第２の４（１）⑰*R６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問107**初回のモニタリングについて、要件を満たしていれば可能であるが、居宅サービス計画等の実施状況を適切に把握する観点から、初回のモニタリングは利用者の居宅を訪問して行い、その結果を踏まえた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングが可能かどうかを検討することが望ましい。**R６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問108**情報連携シートの項目については、テレビ電話装置等を活用したモニタリングのみでは収集できない情報について、居宅サービス事業者等に情報収集を依頼する項目のみを記載すればよい。**R６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問109**情報連携シートは様式例であるため、必ずしもこの様式に限定されないが、介護ソフト・アプリの記録機能を活用する場合においても、情報連携シートの項目と照らし、指定居宅介護支援事業者と居宅サービス事業者等の連携に必要な情報が得られるかを確認すること。**R６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問110**利用者が使用するテレビ電話装置等のトラブルによりモニタリングが実施できなかった場合は特段の事情に該当しないため、利用者の居宅への訪問によるモニタリングを行うこと。*□　担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。　　　　　　　　　◆平１８厚令３７第３０条第１７号　イ　要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合　ロ　要支援認定を受けている利用者が法第33条の２第１項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合◎　ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定される。　　　　◆平１８解釈通知第２の４（１）⑱□　第３号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第１８号□ 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。　　　◆平１８厚令３７第３０条第19号 ◎　介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を参考にする、主治医に意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。平１8解釈通知第２の４（１）⑳□　担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っているか。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第２０号□　担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めているか。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第２１号□　担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しているか。◆平１８厚令３７第３０条第２１の２号□　担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第２２号◎　利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、担当職員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、意見を踏まえて作成した介護予防サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要支援認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において，退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。　　　　　◆平１8解釈通知第２の４（１）㉒□　担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短介護予防期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。　　　　◆平１８厚令３７第４０条第２３号 ◎ 「要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、介護予防サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、適切な介護予防サービス計画を作成する必要がある。　　◆平１8解釈通知第２の４（１）㉓□　担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しているか。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第２４号　◎　介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。　　　このため、担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。　　　さらに、対象福祉用具（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第278条第４号に定める対象福祉用具をいう。以下同じ。）を介護予防サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、基準第30条第５号の規定に基づき、介護予防福祉用具貸与又は介護予防特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければならない。なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法が考えられる。　　　なお、介護予防福祉用具貸与については、介護予防サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び介護予防サービス計画に記載しなければならない。なお、対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえること。　（参考）対象福祉用具の福祉用具貸与から特定福祉用具販売への変更について（介護保険最新情報vol.1213）　　　　　指定福祉用具貸与の提供を受けている対象福祉用具をそのまま特定福祉用具販売へ変更する場合に「軽微な変更」に該当する場合があると考えられる。なお、あくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは変更する内容が基準第13条第3号から第12号までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否か判断すべきものである。 ◎　介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚生労働省告示第94号）第31号のイで定める状態像の者であることを確認するため、当該利用者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年厚生省告示第91号）別表第１の調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該利用者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）を市町村から入手しなければならない。 ただし、当該利用者がこれらの結果を担当職員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該利用者の調査票の写しを本人に情報開示させ、入手しなければならない。　　◆平１８解釈通知第２の４（１）㉔ア ◎　当該利用者の調査票の写しを指定介護予防福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、調査票の写しの内容が確認できる文書を当該事業者へ送付しなければならない。　　◆平１８解釈通知第２の４（１）㉔イ　◎　当該利用者が「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の第２の11(2)①ウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同i)からiii)までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を介護予防サービス計画に記載しなければならない。この場合において、担当職員は、指定介護予防福祉用具貸与事業者より、当該利用者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て適切にその内容について情報提供しなければならない。　　　　◆平１８解釈通知第２の４（１）㉔ウ□　担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。　◆平１８厚令３７第３０条第２５号□　担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しているか。　　　　◆法第７３条第２項、◆平１８厚令３７第３０条第２６号□　担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携しているか。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第２７号□　担当者は地域ケア会議から、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。　◆平１８厚令３７第３０条第２８号◎　地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア会議が介護保険法上に位置付けられ、関係者等は会議から資料又は情報の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることについて規定しているところである。地域ケア会議は個別ケースの支援内容の検討を通じて、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としていることから、指定介護予防支援事業者は、その趣旨・目的に鑑み、より積極的に協力することが求められる。　　　　◆平１８解釈通知第２の４（１）㉖□　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、宮津市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。　　　　◆平１８厚令３７第３０条第２９号　◎　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、宮津市長から情報（法第115条の30の２第１項の規定による。）の提供を求められた場合には、宮津市長に対し、情報提供を行うことを義務付けるものである。　　　また、提供を行う情報については、以下に掲げる事項のうち、市町村長に求められた情報を提供するものとする。　　・　介護予防サービス計画の実施状況　　・　基本チェックリスト　　・　利用者基本情報　　・　介護予防支援経過記録　　・　サービス担当者会議の開催等の状況　　・　介護予防支援に係る評価　　・　その他市町村長が必要と認める事項　　平１8解釈通知第２の４（１）㉗ | 適・否 | 拘束事例 人それぞれ記録確認三要件の検討状況の確認「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」インフォーマルサービスの内容：例　配食等事業所の選定方法利用者の選択を求めているか。遠方の事業所がある場合、選定理由あくまで本人希望優先（安易に家族希望のみ反映させないこと。）目標・支援内容・支援期間が記載されているか。やむを得ない理由がある場合を除き、サービス事業者全員参加が必要やむを得ない理由の場合でも意見照会が必要＜要記録書類＞・担当者会議開催記録・意見照会結果記録等やむを得ない理由の確認文書同意を確認原案全体についての同意を確認できるか。交付したことが記録で確認できるか。全事業所担当者に交付・説明したことが記録で確認できるか。★特に変更時の交付漏れに注意介護予防サービス計画案の内容を確認し、介護予防サービス担当者と意識や情報の共有を図っているか。介護予防サービス事業者から月１回の報告を聴取しているか。利用者宅を訪問する月については、通所・通院時等居宅以外の面接不可訪問したことが支援経過等記録で確認できるか１件あたりの平均訪問時間　　　分主治医指示をどうやって確認しているか指示があったことを記録で確認できるか福祉用具貸与が必要な理由の記録確認担当者会議の開催確認（意見照会は想定されていない）調査票写し確認福祉用具貸与事業者への文書送付を記録で確認主治医の意見があったことを記録で確認できるか。福祉用具販売が必要な理由の記録確認事例あるか。 |
| ３　介護予防支援の提供に当たっての留意点 | □　介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう以下に掲げる事項に留意して行っているか。　◆平１８厚令３７第３１条　一　単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。　　◎　利用者の特定の機能を向上させることを目的とするものでなく、これらの心身機能の改善や環境調整などを通じて、利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう総合的に支援することを目的として行われるものである。　　　　◆平１８解釈通知２の４（２）①　二　利用者による主体的な取組を支援し、常に生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。　三　具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。　四　利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。　五　サービス担当者会議を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に対する取組を積極的に活用すること。　　◎　介護予防においては、利用者の生きがいや自己実現のための取組も含めて利用者の生活全般を総合的に支援することが必要であり、介護予防支援の提供に当たっては、介護予防サービスのみで利用者を支援するのではなく、利用者自身の取組や家族の支援、様々な保健医療サービスや福祉サービス、地域における住民の自発的な活動など多様な主体によるサービス担当者会議を通じて、それぞれ連携して提供されるよう配慮すべきことを規定したものである。　　 ◆　平１８解釈通知２の４（２）⑤　六　地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。　　　　◆　平１８解釈通知２の４（２）⑥　七　介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとすること。　八　機能の改善の後についても、その状態の維持への支援に努めること。 | 適・否 |  |
| 第５　基準該当予防支援に関する基準１　準用 | □　第１条の２及び第２章から前章（第25条第６項及び第７項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。　　◆平１８厚令３７第３２条*Ｈ18改定関係Ｑ＆Ａ　Vol.２　問53*　（*実際の居住地が遠隔の場合の取扱い）**介護予防支援については、住所地の市町村において指定された介護予防支援事業者において行うことが原則となるが、**①　当該住所地の市町村が、当該居住地の市町村の指定した介護予防支援事業者との契約により、当該介護予防支援事業者に介護予防支援業務を委託する方法。**②　当該住所地の介護予防支援事業者が、居宅介護支援事業者への委託を活用し、要支援者の居住地の居宅介護支援事業者に介護予防支援業務を委託する方法などが考えられる。なお、①の方法による場合の費用負担については、両者の契約により行われるものであるが、住所地の市町村により当該介護予防支援に要した費用を負担することが考えられる。**Ｈ18改定関係Ｑ＆Ａ　Vol.３　問20**住所地の市町村が居住地において行われた介護予防支援は、基準該当介護予防支援と認め、特例介護予防サービス計画費（介護保険法第59条）を支給すると考えられる。* | 適・否 |  |
| 第６　介護予防給付費の算定及び取扱い＜法第５８条第２項＞１　基本的事項 | □　指定介護予防支援に要する費用の額は、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。　　　　　◆平１８厚告１２９の一□　指定介護予防支援に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号（厚生労働大臣が定める１単位の単価を定める件）に定める１単位の単価に(1)の別表に定める単位数を乗じて算定されているか。　　◆平１２厚告１２９の二　※　１単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合（別表２）を乗じて得た額とする。□　上記により当該事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算しているか。　　　　◆平１８厚告１２９の三 | 適・否 | 宮津市　その他10円 |
| ２　介護予防支援費 | □　利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し給付管理票を提出している場合に、所定単位数を算定しているか。　　　◆平１８厚告１２９別表イ注１、注２介護予防支援費（１月につき） ⑴　介護予防支援費（Ⅰ）　442単位⑵　介護予防支援費（Ⅱ）　472単位□　⑴については、地域包括支援センター（介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターをいう。ハにおいて同じ。）の設置者である指定介護予防支援事業者（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）が、利用者に対して指定介護予防支援（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）第13条第１項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している場合に、所定単位数を算定しているか。 　　　　 ◆平１８厚告１２９別表イ注１□　⑵については、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、宮津市長に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業者（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）である指定介護予防支援事業者が、利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において基準第13条第１項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している場合に、所定単位数を算定しているか。 ◆平１８厚告１２９別表イ注２□　利用者が月を通じて、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合に、当該月について介護予防支援費を算定していないか。　　　　◆平１８厚告１２９別表イ注８ | 適・否 | 左記事例【有・無】 |
| ３　高齢者虐待防止措置未実施減算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準（注）を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。　　　　◆平１８厚告１２９別表イ注３　注　厚生労働大臣が定める基準　　　　◆平２７厚労告９５第１２９の４号 　　本主眼事項第３の27に規定する基準に適合していること。　◎　高齢者虐待防止措置未実施減算について　　◆　平１８留意事項通知第２の11（１）高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、本主眼事項第３の27に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を宮津市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を宮津市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。*Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問167**・　高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていなければ減算の適用となる。**・　なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。**Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問168**・　過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。**Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問169**・　改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から３か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。* | 適・否 | 【減算該当の有・無】虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無　【有・無】虐待の防止のための指針の有無　【有・無】虐待の防止のための研修（年１回以上）年　　月　　日担当者名（　　　　　） |
| ４　業務継続計画未策定減算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準（注）を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。　　　◆平１８厚告１２９別表イ注４注　厚生労働大臣が定める基準　　 ◆平２７厚労告９５第１２９の５号本主眼事項第３の16に規定する基準に適合していること。　◎　業務継続計画未策定減算については、本主眼事項第３の16に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。なお、経過措置として、令和７年３月 31 日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。　　　◆平１８留意事項通知第２の11（２）*Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.６　問７**・　感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。**・　なお、令和３年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。**Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問166**・　業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。**・　例えば、通所介護事業所が、令和７年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和７年10月からではなく、令和６年４月から減算の対象となる。**・　また、訪問介護事業所が、令和７年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和７年４月から減算の対象となる。* | 適・否 | 【減算該当の有・無】感染症に係る業務継続計画の有無【有・無】非常災害に係る業務継続計画の有無【有・無】 |
| ５　特別地域介護予防支援加算 | □　別に厚生労働大臣が定める地域（平24厚労告120）に所在し、電子情報処理組織を使用する方法により、宮津市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防支援事業所（基準第３条第１項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員が指定介護予防支援を行った場合（⑵を算定する場合に限る。）は、特別地域介護予防支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。◆平１８厚告１２９別表イ注５ | 適・否 | 【　算定の有・無　】該当地域に事業所あるか |
| ６　中山間地域等における小規模事業所加算 | □　別に厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告83の一）に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準（注）に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、宮津市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が指定介護予防支援を行った場合（⑵を算定する場合に限る。）は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。　　　 ◆平１８厚告１２９別表イ注６　　　注　厚生労働大臣が定める施設基準　　　　　◆平２７厚労告９６第８７号　　1月当たり実利用者数が20人以下の指定介護予防支援事業所であること。　◎　実利用者数とは前年度（３月を除く。）の１月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の３月における１月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、４月目以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。　　◆平１８留意事項別紙1第２の11（３） | 適・否 | 【　算定の有・無　】該当地域に事業所があるか利用者数が20人以下か |
| ７　中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | □　指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告83の二）に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域（基準第17条第５号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防支援を行った場合（⑵を算定する場合に限る。）は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。　　　　◆平１８厚告１２９別表イ注７ | 適・否 | 【　算定の有・無　】該当地域に居住しているか |
| ８　初回加算 | □　事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対して、指定介護予防支援を行った場合、１月につき300単位を加算しているか。　　　　◆平１８厚告１２９別表ロ注*Ｈ27改定関係Ｑ＆Ａ　Vol.454　（介護予防の初回加算について**問189　介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントを受けている者が、介護予防支援に移行した場合、初回加算は算定できるのか。**→　要支援者又はチェックリスト該当者に対して介護予防ケアプランを作成することは、要支援者に対して介護予防サービス計画を作成することと同等であることから、初回加算を算定できるのは、留意事項通知に示す、新規で介護予防サービス計画を作成する場合である。具体的には、過去２月以上地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合には算定が可能である。**Ｈ21改定関係Ｑ＆Ａ　Vol.１　（「新規」の考え方）**契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該介護予防支援事業所において介護予防支援を提供しておらず、介護予防支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合を指す。**Ｈ18改定関係Ｑ＆Ａ　Vol.２　問９**（要介護者から要支援者に変更となり、従前の居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて新規に介護予防サービス計画を作成する場合）**算定可能である。**Ｈ18改定関係Ｑ＆Ａ　Vol.２　問10　（事業所の変更）**（介護予防支援業務を委託している居宅介護支援事業所の変更）**委託された居宅介護支援事業所が変更になっても、当該介護予防支援事業所として初めて当該利用者を担当するわけではないので、算定することはできない。**（転居等による介護予防支援事業所の変更）**転居等により介護予防支援事業所が変更となった場合については、介護支援事業所としては初めて当該利用者を担当するわけなので、初回加算は算定可能である。* *Ｈ18改定関係Ｑ＆Ａ Vol.２　問11(契約継続中で初めての給付管理）**「新規」とは、初めて給付管理を行い、報酬請求を行う月について適用するものであることから、算定可能である。**Ｈ18改定関係Ｑ＆Ａ Vol.２ 問12(契約期間終了の翌日からの再契約）**初回加算については、実質的に介護予防支援事業所が、初めて利用者に対する対応を行う際に、その手間を評価するという趣旨であるので、契約が実質的に継続するようなケースについては、算定することはできない。* | 適・否 | 　算定【有・無】　 |
| ９　委託連携加算 | □　指定介護予防支援事業所（地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者１人につき１回を限度として300単位を加算しているか。　◆平１８厚告１２９別表ハ注　◎　当該加算は、指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者１人につき１回を限度として所定単位数を算定する。なお、当該委託にあたっては、当該加算を勘案した委託費の設定を行うこと。　　◆平１８留意事項通知第２の11（５） | 適・否 | 　算定【有・無】 |

※　受託指定居宅介護支援事業者については、主眼事項第１の１「基本方針」、第３の５「要支援認定の申請に係る援助」の要支援更新申請について、第３の24「苦情処理」、25「事故発生時の対応」、第４の１「指定居宅介護支援の基本取扱方針」、第４の２の「指定介護予防支援の具体的取扱方針」２号～27号（但し27号の指定居宅介護支援事業者を指定介護予防支援事業者に読み替える。）、第４の３「介護予防支援の提供に当たっての留意点」を参照し、点検してください。